

議案第49号

幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定により過疎地域とみなして適用される同法第6条第7項の規定により、幕別町過疎地域自立促進市町村計画（自平成28年度至平成32年度）を別紙のとおり変更する。

変更箇所	変更前					変更後				
7 教育の振興 38頁2行目	(3) 計画					(3) 計画				
	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 給食施設	略	幕別町	H32 ～34	6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 給食施設	略	幕別町	H32 ～34
		(4) 過疎地域自立促進特別事業	略	幕別町			(3) <u>集会施設、 体育施設等</u> <u>集会施設</u>	<u>近隣センター改修事業</u>	幕別町	<u>H30 ～32</u>
(5) その他		略	幕別町		(4) 過疎地域自立促進特別事業		略	幕別町		